



佐賀県電子入札

(◎印は、県例規集に登載するもの)
平成16年11月4日(木曜日)第12528号

第12528号

報 告 佐 賀 県 公 告

平成16年11月4日(木)

1

四 次

公 告

○佐賀県電子入札システム用機器等の借入及び保守業務委託に係り

一般競争入札

○小城都市計画道路に関する都市計画を変更する案の縦覧

○建築基準法に基づく道路の位置の指定

○

○教育懇親会事項

○平成十七年度佐賀県立中学校生徒募集定員

○選舉管理委員会事項

○公職の候補者等が個人演説会等を開催や他の施設の指定

○ 公 告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成16年11月4日

収支等命令者

佐賀県建設・技術課長 緒 方 清 文

1 一般競争入札に付する事項

(1) 借入物品及び数量等

佐賀県電子入札システム用機器等及び保守 一式
(詳細は入札説明書によります。)

(2) 履行場所

佐賀県県土づくり本部建設・技術課が指定する場所

(3) 借入期間

55か月(平成17年1月1日から平成21年7月31日まで)
2 入札参加者の資格及び条件に関する事項

入札に参加しようとする者は、下記に掲げる事項のすべてを満たすこと。

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 会社更生法(昭和27年法律第172号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者(同法に基づき更正手続開始の申立てがなされている者であっても、手続開始の決定後、佐賀県が別に定める手続に基づき入札参加資格の受け付けがなされている者を除く。)でないこと。

(3) 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき民事再生手続開始の申立てがなされている者(同法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者であっても、手続開始の決定後、佐賀県が別に定める手続に基づき入札参加資格の受け付けがなされている者を除く。)でないこと。

(4) 借入物品を、確実に納入できると認められる者であること。

(5) 借入物品の納入後、保守、点検、修理その他のアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できると認められる者であること。

(6) 納入しようとする物品が1の(1)に示した物品であることの確認を受けている者であること。

3 入札手続等に関する事項

(1) 担当課

郵便番号840-8570 佐賀県佐賀市城内一丁目1番59号

佐賀県県土づくり本部建設・技術課(佐賀県庁新行政棟8階)

電話 0952-25-7168 FAX 0952-25-7317

E-mail kensetsu-gijutsu@pref.saga.lg.jp

(2) 入札説明書等の交付方法及び交付期間

入札説明書等の交付は、平成16年11月4日(木)から11月16日(火)までの間、(1)の担当課で行います。

また、入札説明書（附属書類を除く。）は、平成16年11月4日（木）から11月16日（火）までの間、佐賀県ホームページ（URL：<http://www.pref.saga.lg.jp>）に掲載します。

(3) 競争入札参加資格の確認

ア 入札に参加しようとする者（以下「入札者」という。）は、イの提出期限までに、競争入札参加資格確認申請書に次に掲げる書類等を添付した上で、(1)の担当課まで郵送し、又は持参し、競争入札参加資格の確認を受けてください。また、提出した書類等について説明を求められたときは、これに応じる必要があります。

(ア) 2の(4)及び(5)を証明する書類

(イ) 納入しようとする物品が、入札説明書の附属書類（標準品リスト）に記載する物品と同等以上であることを証明する書類（発売予定の物品で提出する場合は、平成16年12月28日までに納入することができる旨の当該物品製造元の証明書を併せて添付すること。）

(ウ) 入札保証金又は当該競争入札保証保険契約に係る保険証券等

イ 競争入札参加資格確認申請書の提出期限は、平成16年11月16日（火）午後5時とします（郵送の場合は書留郵便によることとし、平成16年11月16日（火）正午までに必着のこと。）。期限までに提出しない者又は競争入札参加資格がないと認められた者は、入札に参加することができません。

ウ 競争入札参加資格の結果は、平成16年11月24日（水）までに通知します。

(4) 入札者の資格の喪失

入札者は、入札日時までにおいて、次のいずれかの場合に該当することとなつたときは、入札者の資格を失うものとします。

ア 入札者について、仮差押、仮処分、競売、破産、会社整理開始、会社更生手続開始、特別清算開始又は民事再生手続開始の申立てがなされた

とき。

イ 手形交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、入札者の業務執行が困難と見込まれるとき。

(5) 入札の日時及び場所

ア 日時 平成16年12月14日（火）午後2時（郵送の場合は、書留郵便によることとし、平成16年12月14日（火）正午までに(1)の担当課に必着のこと。）

イ 場所 佐賀県佐賀市城内一丁目1番59号 81号会議室（新行政棟8階）

(6) 開札の日時及び場所

入札終了後直ちに(5)のイの場所において行います。

(7) 契約条項を示す場所

(1)の担当課

(8) 入札方法等

ア 入札金額は、1の(3)で示す借入期間の借入代金（機器の保守費及び諸経費を含む。）とし、調達物件の借入代金のほか、輸送費、保険料、関税等並びに機器等の据付け、設定及び保守に要する一切の費用を含めた額とします。

イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

ウ 代理人が入札を行う場合は、当該代理人は入札前に委任状を提出し、入札書に記名押印してください。

なお、入札者が外国人の場合の入札書は、署名をもって記名押印に代えることができます。

エ 入札書は封筒に入れ密封の上、封印し、封筒の表面にあて名、入札事項及び開札日時を朱書きすること。

オ 郵便により入札書を提出する場合は、エにより作成した入札書用封筒を中に入れた二重封筒とし、「電子入札システム用機器等の賃貸借及び保守に係る入札書在中」と表書きした書留郵便にて郵送すること。

カ 入札者は、その提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができません。

(9) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

佐賀県財務規則（平成4年佐賀県規則第35号。以下「規則」という。）

第103条第2項第1号に該当するときは免除します。

なお、入札保証に係る保険金額は、入札金額の100分の5以上とします。

イ 契約保証金

規則第115条第3項第1号に該当するときは免除します。

なお、契約保証に係る保険金額は、契約金額の100分の10以上とします。

（10）入札の無効

競争入札参加資格確認において虚偽の申告を行った者の入札及び規則第110条各号のいずれかに該当する入札は、無効とします。

なお、無効入札をした者は、再度の入札に加わることはできません。

（11）落札者の決定方法

ア 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申し込みを行った者を契約の相手方とします。

イ 落札となるべき同値の入札をした者が二人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を定めます。この場合において、当該

代えて、入札執行事務に關係のない職員にくじを引かせるものとします。

ウ 開札をした場合において、落札者がない場合は、再度の入札を行います。この場合において、入札参加者又はその代理人のすべてが立ち会っている場合にあっては直ちに、その他の場合にあっては別に定める日時において入札を行います。

エ 再度入札は1回とし、再度入札においても落札者がない場合は、再度入札をした者のうち、最低の価格で入札をした者と随意契約の協議を行い、合意を得た場合、その者と契約の締結を行います。

4 その他

(1) 入札又は開札の中止

天災その他やむを得ない理由により、入札又は開札を行うことができない場合は、これを中止します。

なお、この場合における損害は入札者の負担とします。

(2) 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限ります。

(3) 契約書の作成の要否

要

(4) 佐賀県政府調達苦情検討委員会から調達手続の停止等の要請があった場合は、調達手続を停止することがあります。

(5) 入札に関する問い合わせ等

本件入札について不明な点等がある場合は、3の(1)の担当課まで文書にて連絡すること。

(6) この調達契約は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受けます。

5 Summary

(1) Contract Contents:

Lease of a set for Electronic Bidding System of machines, and

maintenance

(2) Fulfillment Period:

From January 1, 2005 through July 31, 2009

(3) Notice of Bid Description:

Download From The Saga Prefecture Website At :[http://www.](http://www.pref.saga.lg.jp/)

pref.saga.lg.jp/(From November 4, 2004 to November 16, 2004)

(4) Time Limit for Tender:

2:00 p.m. on December 14, 2004

(5) Contact Point for the Notice:

Construction & Technology Division, Prefectural Planning Head Office, Saga Prefectural Government, 1-1-59 Jonai, Saga-City, Saga Prefecture, 840-8570 Japan

Tel. 0952-25-7168 Fax. 0952-25-7317

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により小城都市計画道路に関する都市計画を変更したいので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、その案を次のことおり縦覧に供します。

なお、小城町の住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに、当該都市計画の案についての意見書を佐賀県知事に提出することができます。

平成16年11月 4日

佐賀県知事 古川 康

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定した。

平成16年11月 4日

佐賀県知事 古川 康

指定番号	指定位置	指定年月日	幅員(メートル)	延長(メートル)
15 4	三義郡上峰町大字坊所字西峰2952番 4	平成16年 10月22日	4.15	37.03

指定図面は、佐賀県県土づくり本部建築住宅課に備え、関係者の閲覧に供する。

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定した。

平成16年11月 4日

佐賀県知事 古川 康

- 1 都市計画の種類及び名称
小城都市計画道路 3・4・6号 畑田中町線
- 2 都市計画を定める土地の区域
追加する部分 小城郡小城町大字畠田字布施ヶ里天神三角、字散三本十一割、字散三本十二割、字散三本十三割、字散三本十五割、字

散三本十六割、字散一本六割、字散一本八割、字散一本九割、
字散一本二割、字散一本三割及び字散一本五割地内、大字松尾字丁永、字天神軒、字ハツ戸、字布施ヶ里天神三角、字一坪及び字布施ヶ里天神二角地内並びに字中町地内

3 縦覧場所

- (1) 佐賀県県土づくり本部まちづくり推進課
- (2) 小城町建設課

4 縦覧期間

平成16年11月 4日から平成16年11月18日まで

指定番号	指定位置	指定年月日	幅員(メートル)	延長(メートル)
14 番8	神埼郡神埼町大字永歌字小二本松2011 番8	平成16年 10月20日	6.15	4.69

指定図面は、佐賀県県土づくり本部建築住宅課に備え、関係者の閲覧に供する。

小城町保健福祉センター	施設の名称	施設の所在地
小城郡小城町大字畠田七五〇番地		

○ 教育機関会事項

平成17年度佐賀県立中学校生徒募集定員は、次のとおりです。

平成16年11月4日

佐賀県教育委員会

委員長 杉 町 誠一郎

平成17年度佐賀県立中学校生徒募集定員

学校名	学級数	定員
致遠館中学校	4	160

○ 選挙管理委員会事項

● 佐賀県選挙管理委員会告示第五十四号

公職選挙法（昭和二十五年法律第二百号）第一百六十一条第三項の規定により、
公職の候補者（衆議院比例代表選出議員の選挙における候補者で当該選挙と同時に
行われる衆議院小選挙区選出議員の選挙における候補者である者以外のもの
を除く。）、候補者届出政党及び衆議院名簿届出政党等が個人演説会、政党
演説会又は政党等演説会を開催するにかかる施設を次のとおり指定した旨、
小城町選挙管理委員会から報告があつた。

申購
込読
料先

一か年二八、八〇〇円(送料共)
佐賀県経営支援本部総務法制課

平成十六年十一月四日印刷及び発行
発行者 佐賀県知事 古川康行

印 刷 所 発 行 定 日 每 週 月 水 金 曜 金 画 日
西 部 印 刷 企 画 (株) 每 週 月 水 金 曜 金 画 日